

指定助産機関の指定を受けた後の届出等について(助産機関 = 助産師個人です)

	届出等を要する場合	届出等の種別
1	勤務する助産所を変更した場合で、指定権者()が変更するとき	指定申請書
2	助産師の氏名、生年月日を変更したとき	変更届書
3	勤務する助産所の名称及び所在地を変更したとき (所在地の変更は、住居表示、地番整理等による変更含む)	
4	勤務する助産所を変更した場合で、指定権者()に変更がないとき	
5	助産師が業務を休止したとき	休止届書
6	休止していた業務を再開したとき	再開届書
7	助産師が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	廃止届書
8	助産師が業務を中止したとき	
9	勤務する助産所を変更した場合で、指定権者()が変更するとき	
10	生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届書
11	生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30日以上の予告期間が必要です。)	辞退届書

指定権者は、那覇市は「那覇市長」、それ以外の沖縄県内については「沖縄県知事」となります(以下、同じ)。

届出の根拠 生活保護法第55条2項において準用する法第50条の2、第51条第1項
生活保護法施行規則第14条